

令和8年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

I 趣旨

「建設産業ビジョン2021」の目指す「社会資本整備の担い手」・「地域の守り手」である建設産業の持続的な確保・育成に向けて、第三次・担い手3法の全面施行等の環境変化も踏まえつつ本県の現状・課題に即した取組を進めるため、次のとおり入札契約制度の改正を行う。

II 改正内容等

建設工事等に係る改正

- 1 予定価格の事後公表の拡大**【令和8年6月～】 (P1)
建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。
- 2 ダンピング対策の強化**【令和8年6月～】 (P2)
第三次・担い手3法の全面施行を踏まえ、労務費等の適切な計上及びその行き渡りを促進するため、県発注工事におけるダンピング受注の排除に向けた取組を拡大する。
- 3 地域状況等を踏まえた入札参加要件等の緩和**【令和8年6月～】 (P10)
地域の建設事業者を持続的に確保・育成するため、競争性と品質を確保しつつ地域の状況に応じた業者選定ができるよう入札参加要件の緩和等を行う。
- 4 建設工事等における週休2日の取組の推進**【令和8年6月～】 (P11)
労働者のワークライフバランスの改善や、働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。
- 5 快適トイレ設置工事の取組の推進**【令和8年6月～】 (P13)
働きやすい職場環境の確保等を図るため、快適トイレ設置工事の取組を推進する。
- 6 建設キャリアアップシステム活用工事の試行拡大**【令和8年6月～】 (P14)
技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステムの活用について取組を拡大する。
- 7 ICT活用工事の拡大**【令和8年6月～、令和8年8月～】 (P15)
建設現場の更なる効率化・省人化を図るため、ICT活用工事の取組を拡大する。
- 8 建設工事に係る総合評価落札方式の評価項目の見直し等**【令和8年6月～】 (P19)
価格と品質の両面から優れた調達環境づくりを進めるため、総合評価落札方式の評価項目等の見直しを行う。
- 9 工事成績条件付及び災害実績条件付一般競争入札の対象の拡大**【令和8年6月～】 (P26)
優良な建設事業者及び地域の守り手である建設事業者の受注機会の確保を図るため、「工事成績条件付一般競争入札」及び「災害実績条件付一般競争入札」の対象を拡大する。
- 10 遠隔臨場実施工事の拡大**【令和8年6月～】 (P27)
受発注者双方の効率的な時間活用のため、遠隔臨場実施工事の取組を拡大する。
- 11 遠隔臨場による実地検査の試行**【令和8年6月～】 (P28)
受発注者双方の移動時間削減や工事検査の効率化を図るため、工事検査における遠隔臨場を試行する。

- 12 **デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する試行**【令和8年6月～】 (P29)
出来形管理の高度化や受発注者間の業務効率化を図るため、「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」を試行する。
- 13 **建設工事における猛暑対策の取組の拡大**【令和8年6月～】 (P31)
現場従事員の働きやすい職場環境の確保を図るため、建設工事における猛暑対策等の取組を拡大する。
- 14 **県内建設事業者の事業承継等の促進支援措置の延長等**【令和8年4月～】 (P33)
県内の建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、入札参加における特例制度の延長を行うとともに、適用条件の緩和等を行う。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 15 **管理技術者の兼務条件の見直し**【令和8年6月～】 (P35)
測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務条件の見直しを行う。
- 16 **年間平均実績高要件の見直し**【令和8年6月～】 (P36)
地域の測量・建設コンサルタント等業務の担い手の確保・育成を図るため、年間平均実績高要件の適用対象の見直しを行う。
- 17 **業務に係る総合評価落札方式の評価項目等の見直し**【令和8年6月～】 (P37)
価格と品質で総合的に優れた調達の実現を図るため、履行確認に伴う業務成績評定点の減点及び評価項目の取扱いの見直しを行う。
- 18 **BIM活用業務の拡大**【令和8年6月～】 (P39)
「建設産業の生産向上」の実現に向け、BIM活用の対象業務を拡大する。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 19 **低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直し**【令和8年6月～】 (P40)
第三次・担い手3法を踏まえ、労務費等の必要な経費が確保され、より適切な競争が働くよう、低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しを行う。
- 20 **若手優秀技術者表彰制度の表彰対象の拡大等**【令和9年度表彰～】 (P42)
「確かな競争力を発揮する建設業」や「建設業の担い手確保・育成」の取組を促進するため、若手優秀技術者表彰制度の表彰対象の拡大等を行う。
- 21 **地域建設業経営強化融資制度の延長**【令和8年4月～】 (P44)
建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を5年間延長する。

入札参加資格認定等に係る改正

- 22 **令和9・10年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の見直し** (P45)
技能労働者等の適正な評価をする環境を整備するため、建設工事等入札参加資格認定に係る主観的事項として、CCUSの活用状況に応じた加点区分の見直しを行う。

1 予定価格の事後公表の拡大

1 趣旨

建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額 (税込)	入札参加資格	設計金額 (税込)	入札参加資格
9,000万円以上	・土木一式工事	<u>9,000万円以上</u>	・ <u>全業種</u>
1億円以上	・上記以外		

3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

2 ダンピング対策の強化

1 概要

第三次・担い手3法の全面施行を踏まえ、労務費等の適切な計上及びその行き渡りを促進するため、県発注工事におけるダンピング受注の排除に向けた取組を拡大する。

2 内容

(1) 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱いの厳格化

入札時に提出する工事費内訳書の様式を改正し、材料費等の記入欄を追加。

材料費等の記載が無い場合は原則として失格として取り扱う。

(工事費内訳書への記載イメージ)

工事費の内訳					
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	金額(円)	技術提案の内容
直接工事費のうち、材料費				*****	円
直接工事費のうち、労務費				*****	円
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額				*****	円 【土木工事の場合】
工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額				*****	円 【建築工事の場合】
現場管理費のうち、建退共制度の掛金				*****	円
工事原価のうち、安全衛生経費				*****	円

記載がない場合
失格

※ 記載方法等については、公告等に添付する「工事費内訳書への材料費等の記載について」を参考とすること。

(見積額の記載が困難な場合の取扱い)

○ 材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費

市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のとおり記載（空欄は失格）

（全額計上が困難）

「算出不能」、「計上不可」等と記載

（一部計上が困難）

計上可能な分のみ記載し、「***（一部のみ計上）」円等と記載

（例）直接工事費のうち、材料費	***（一部のみ計上）	円
直接工事費のうち、労務費	算出不能	円

※ 「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外。

○ 建退共制度の掛金

納付の対象となる労働者がいない場合、金額の欄に「-」と記載（空欄は失格）

(2) 請負代金内訳書における材料費等の明示の義務化等

契約後に提出する請負代金内訳書の記載事項に「材料費等」を追加する。また、工事価格の内訳について、全ての工事で記載を必須とする。

	改正前	改正後
工事価格の内訳	高度な技術を要する複雑な工事など、発注者が必要と認める場合を除き、省略可能	<u>全ての工事で記載</u>
記載事項	労務費、法定福利費を記載	<u>材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金</u> を記載

【請負代金内訳書様式】

(第3条関係)

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名

契約年月日 令和 年 月 日

請負代金額 円

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額
全ての工事で記載								

(直接工事費のうち、材料費 円)

(直接工事費のうち、労務費 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 円) (注2)

(工事原価のうち、安全衛生経費 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円)

(注1) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

(注2) 建築工事においては、「工事原価のうち、法定福利費」とする。

(3) 労務費ダンピング調査の実施

全ての入札者が適正な労務費を確保し応札する公正な競争環境の実現に向けて、県発注工事の競争入札において労務費ダンピング調査を実施する。

ア 対象工事

競争入札に付す建設工事のうち、災害復旧事業等の工事及び軽微な工事(※)であって発注者が実施を要しないと認めたものを除く全ての工事

※ 請負対象設計金額 500 万円未満の工事であって積算基準によらず見積りにより設計したもの

イ 工事費内訳書様式の改正

対象工事の入札者は、工事費内訳書により、計上した労務費の算定方法を回答

改正前	改正後
①「工事費内訳書(表紙)」	①「工事費内訳書(表紙)」
②「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」	②「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」 <u>②-2「労務費の算定方法」(新規)</u>
③「労務賃金調書」	③「労務賃金調書」
④「誓約書」	<u>④～廃止～(※)</u>

※完成後の調査等に関する誓約書は廃止し公告共通事項等に反映(測量・建設コンサルタント等業務も同様)

ウ 調査対象者

落札候補者のうち、工事費内訳書に記載した直接工事費が官積算の直接工事費の97%を下回る者

エ 調査方法

工事費内訳書様式2-2「労務費の算定方法」により、調査対象者の労務費の算定方法を確認し、労務費が適切に算定されているかを確認する。

オ 調査後の対応

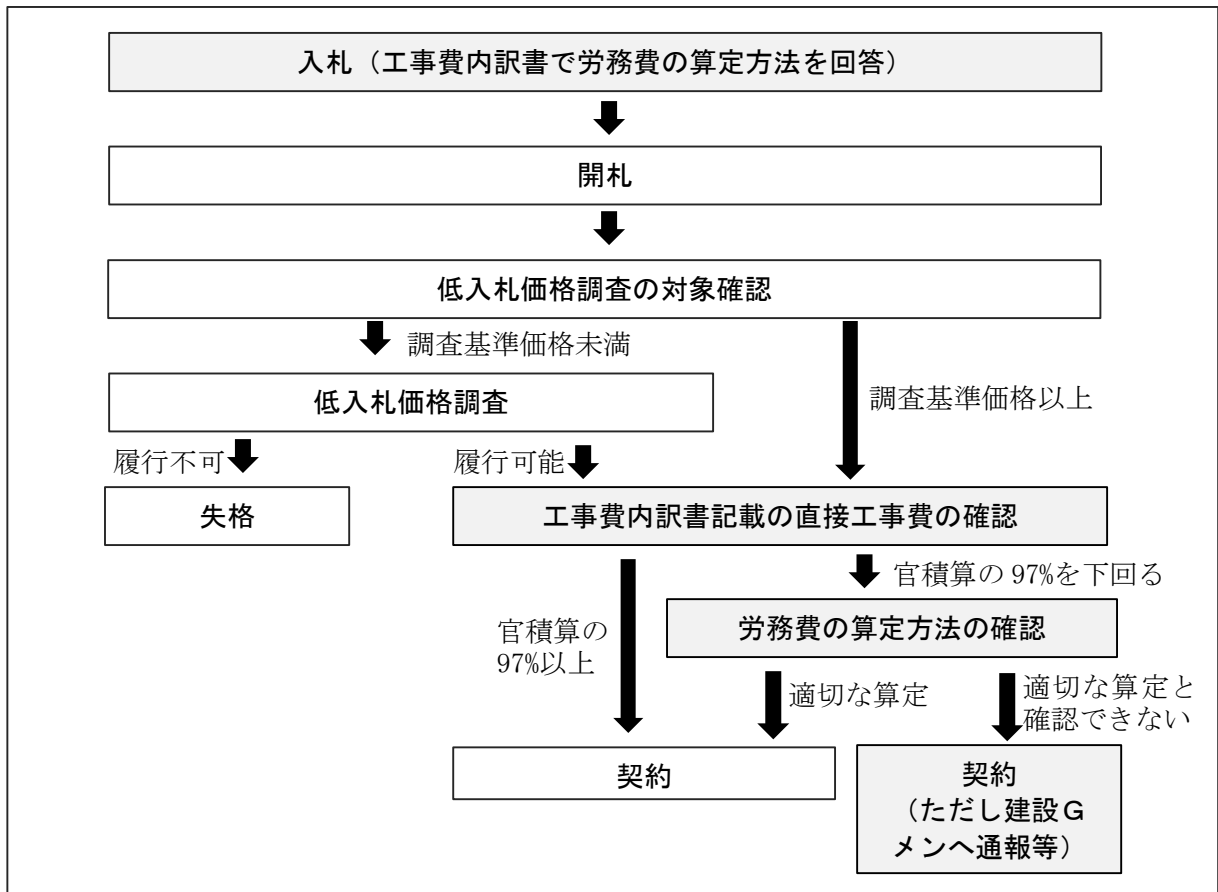
労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合、契約を締結した上で、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月(国土交通省不動産・経済産業局))等を踏まえ、次のとおり対応する。

時期	項目	内容
契約後	発注者からの要請	次の点について書面により要請 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な労務費を考慮した入札と判断できる合理的理由が認められないこと ・ 今後の入札においては適切に労務費を計上すること </div>
	建設Gメンへの通報	工事費内訳書等を添付のうえ建設Gメン(※)に通報 (通報後、建設Gメンから提供依頼があった場合は関係書類を提供)
完成後	工事完成後調査	工事完成後調査(労務監査含む)の実施 (調査資料は建設Gメンにも提供)

※建設Gメン(建設業法第40条の4)

建設工事における取引の適正化や建設工事に従事する者の適正な処遇確保を図るため、各種情報収集を通じて取引状況を監視し、不適当な取引行為に対する改善指導等を実施。

(労務費ダンピング調査の流れ)



(注意喚起の書面のイメージ)

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

(契約担当職員)

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

次の工事において、入札金額の内訳に記載された直接工事費が、適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、調査を行った結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

このため、建設業法等に違反する可能性が懸念されるものとして、建設業法第40条の4に規定する建設Gメンに通報します。

また、今後の入札においては、「建設業法令遵守ガイドライン」や「労務費に関する基準」等を踏まえて、適切な労務費の確保を徹底してください。

工 事 名	
-------	--

(工事費内訳書の記載イメージ)

様式2-2

労務費の算定方法

入札者 商号又は名称 _____
工事名 _____

本件工事に係る労務費の算定方法について、当てはまるものを選択してください

1 労務費の算定方法(主なもの一つだけ選択)

- ① 下請予定事業者からの見積書を徴さず、労務単価×歩掛で算定。
(見積書を徴したが採用しなかった場合も含む。) →2(1)(2)を回答
- ② 下請予定事業者からの見積書を踏まえて労務費を算定。 →3(1)(2)(3)を回答
- ③ あらかじめ入札金額を決めた上で経費比率等を踏まえて算定。 →回答終了。2・3は回答不要。
- ④ 根拠なく、概算で算定。 →回答終了。2・3は回答不要。
- ⑤ 市場単価方式等のため労務費の算定が困難(全額計上困難の場合のみ。
一部計上困難の場合は計上した分について①～④から選択すること) →回答終了。2・3は回答不要

(①の採用しなかった場合の例)

- ・ 施工条件や難易度等が標準的な工事であるにも関わらず、提出された見積金額が過大又は過小であったため採用しなかった
- ・ 提出された見積書が数量や単価等の内訳が記載されておらず、見積金額の妥当性が検証できなかったため採用しなかった
(又は参考程度にとどめた)

2 下請予定事業者からの見積書を徴さず、労務単価×歩掛で算定した場合

(1) 労務単価について(いずれか一つを選択)

- ① 最新の公共工事設計労務単価と同等又は上回る単価を採用している。
- ② 最新の公共工事設計労務単価を下回る単価を採用している。

(2) 歩掛について(いずれか一つを選択)

- ① 標準歩掛を適用している
- ② 施工条件や難易度等を考慮し、類似工事の実績等を踏まえて、標準歩掛より小さい歩掛を設定(大規模、作業性が良好、現場が近接など)
- ③ 施工条件や難易度等を考慮し、類似工事の実績等を踏まえて、標準歩掛よりも大きい歩掛を設定(小規模、作業性が悪い、現場が遠方など)
- ④ 施工効率を高めるため、標準的な工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定
- ⑤ 品質向上のため、標準的な工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、低い施工効率を想定
- ⑥ あらかじめ入札金額を決めたうえで、歩掛を調整

3 下請予定事業者からの見積書を踏まえて労務費を算定した場合

(1) 見積条件等について(いずれか一つを選択)

- ① 工事の内容を具体的に明示して依頼した(施工場所、設計図書、責任施工範囲、工程、見積条件、施工環境・施工制約、材料費等の費用負担区分 等)
- ② 大まかな工事内容を伝えて依頼した。

(2) 見積期間について(いずれか一つを選択)

- ① 建設業法施行令第5条の9を参考に、見積期間を少なくとも5日以上(予定価格500万円未満の場合は1日以上)確保した。
- ② 時間的猶予がなく見積期間は5日未満である。
- ③ 見積期間は特に明示していない。

(3) 労務費について(いずれか一つを選択)

- ① 下請予定事業者の見積内容の妥当性を確認したうえで(下請予定事業者と調整し) 労務費を算定した。
(妥当性確認の例)
 - 最新の公共工事設計労務単価の水準を満たしているか。
 - 歩掛を上げて労務単価を下げるなどの取り扱いを行っていないか。
- ② 下請予定事業者による見積書に記載された労務費をそのまま転記した。
(具体例)
 - 最新の公共工事設計労務単価と比較することなくそのまま転記した。
 - 見積書に労務費の総額のみ記載されていたため、労務単価については特に確認を行うことなくそのまま転記した。
 - 最新の公共工事設計労務単価よりも低い水準であったが、その理由等について特に確認することなくそのまま転記した。
- ③ 入札予定金額から算定した下請工事相当金額を基に、下請予定事業者による見積金額を減額調整(端数処理含む)して算定した。

(4) 契約約款等へのコミットメント条項の導入

労務費及び賃金の支払い状況等を確認できる仕組みを構築し、適正な労務費等の確保・行き渡りを促進するため、県発注工事にコミットメント条項を導入する。

ア 対象

全ての建設工事

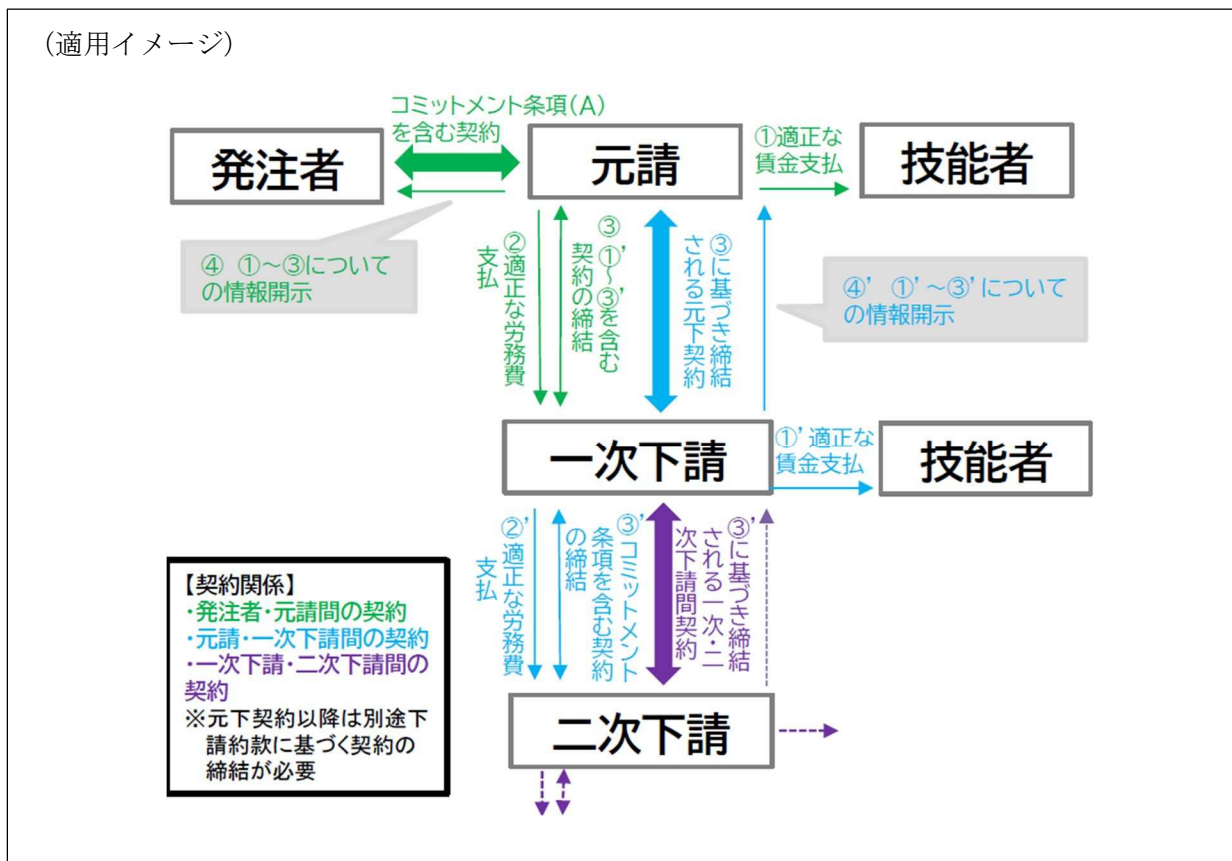
イ 実施内容

建設工事請負契約約款等に、請負契約において確保した労務費を下請事業者や技能労働者に適正に支払うことを契約上担保するコミットメント条項を追加する。

制度の円滑な導入を図るため、令和8年度は一部の条項を努力義務とし、段階的に運用強化を図る。なお、労務費ダンピング調査の対象外の案件（随意契約含む）においては努力義務（情報開示規定を除く）として運用する。

コミットメント条項	令和8年度
① 元請事業者の技能労働者への適正な賃金支払	義務規定
② 下請事業者に対する適正な労務費支払	義務規定
③ コミットメント条項を含む下請契約の締結 (元請事業者を通じた下請事業者への義務付け)	努力義務規定 (段階的に義務規定化)
④ 発注者が必要と認めた場合の情報開示 (コミットメントした内容に関する書面)	義務規定

※ 努力義務規定は特約事項に記載（労務費ダンピング調査の対象外の案件は①～③を努力義務規定として特約事項に記載）



(段階的強化のイメージ)

労務費ダンピング調査対象工事	一部努力義務	全て義務化 〇〇円以上	全て義務化 〇〇円以上	全て義務化	全て義務化
	一部努力義務	一部努力義務	一部努力義務	一部努力義務 〇〇円以上	一部努力義務
	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
上記以外	令和8年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度

【改正後の建設工事執行規則】 ~約款では知事を発注者に読替（努力義務とする場合は特約事項とする）~

(適正な労務費の確保等)

第十四条の二 知事及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 知事は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
 - イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技術者に支払うこと。
 - ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
 - ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
 - ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 知事は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

労務費ダンピング調査により確認

①適正な賃金支払

②下請への適正な労務費支払

③コミットメント条項を含む下請契約の締結
※当面、努力義務規定(特約事項)

④情報開示（必要な場合）

(5) 建設工事における工事完成後調査の見直し

低入札価格調査制度の改正及び労務費ダンピング調査の導入等を踏まえ、低入札契約者以外を対象とする工事完成後調査の実施対象等を見直す。

ア 実施対象の見直し

改正前	改正後
次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合	次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合
① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合	① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合
② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合	② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合	③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合	④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合
⑤ 落札率が90%を下回る場合	⑤ 落札率が90%を下回る場合 廃止 <u>⑤ 労務費ダンピング調査において、労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合</u> 新設

イ 入札契約手続きの取扱いの見直し

制度が定着してきたことを踏まえ、完成後調査の実施を担保するため徴している誓約書を廃止し、特約事項として契約書に添付する方法に見直す。

(測量・建設コンサルタント等業務も同様とする)

3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する案件から実施する。

((1)、(3)、(5)については競争入札に付す案件に限る)

(対象部局：全部局)

3 地域状況等を踏まえた入札参加要件等の緩和

1 趣旨

地域の建設事業者を持続的に確保・育成するため、競争性と品質を確保しつつ地域の状況に応じた業者選定ができるよう入札参加要件の緩和等を行う。

2 内容

(1) 年間平均完成工事高要件の適用対象の見直し

最低価格落札方式による一般競争入札で発注する場合を除いて(地域維持業務は全ての業務において)、年間平均完成工事高要件の適用を廃止する。

(廃止対象)

- 建設工事…一般競争入札(総合評価落札方式)、指名競争入札、随契契約
- 地域維持業務…全ての案件

(2) 中山間地域における競争入札の柔軟な運用

ア 対象

中山間地域を工事箇所とする土木一式工事のうち、建設工事指名業者等選定要綱別表第4「格付別標準発注金額表(一)」において格付B以下のみが対象となる工事
(請負対象設計金額6,000万円未満の土木一式工事)

[中山間地域：広島県中山間地域振興条例第2条第1項に該当する地域]

イ 内容

対象工事に応札可能な業者数が少ない場合であっても、地域の状況に沿った発注が行えるよう、一般競争入札における入札参加要件(地域要件等)の設定等や指名競争入札における指名業者数に係る運用を弾力化する。

【従来の取扱い】

- 上位格付の業者を追加して入札を実施
- 対象地域を拡大して入札を実施

【中山間地域における特例】

- 該当地域・該当格付の事業者のみ選定して入札を実施

〔※ 上位格付が存在しない場合や、工事内容等から近隣業者の応札が見込めない場合のほか、発注機関が選定対象となる格付や地域を拡大することが地域の状況に合わないと認めた場合。〕

3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事・業務から実施する。

(対象部局：全部局)

4 建設工事等における週休2日の取組の推進

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、労働者のワークライフバランスの改善や、働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。

2 内容

(1) 対象

全ての建設工事及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（以下「地域維持業務」という。）を対象とする。

ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務、電気通信施設保守業務及び週休2日の取組が困難な地域維持業務などは除く。

(2) 週休2日の取組

請負対象設計金額3億円未満の建設工事及び地域維持業務については、月単位の週休2日とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

なお、完全週休2日での実施を希望する場合は、発注者に対して協議することにより実施できるものとする。

(3) 完全週休2日の発注者指定型の導入

請負対象設計金額3億円以上の建設工事を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日交替制適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

	改正前		改正後	
対象	・請負対象設計金額3億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額3億円以上の建設工事	・請負対象設計金額3億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額3億円以上の建設工事
発注型式	【月単位】 発注者指定型	【完全週休2日】 受注者希望型	【月単位】 発注者指定型	【完全週休2日】 発注者指定型
取組	原則、月単位	工事着手までに完全週休2日と月単位の取組を選択	<u>工事着手までに完全週休2日を希望する場合は、発注者へ協議を行う</u>	<u>原則、完全週休2日</u>

(4) 補正係数について

これまで実施してきた補正係数については廃止とする。

	改正前		改正後	
	月単位	週単位	月単位	週単位
現場閉所	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.01 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.02 現場管理費 : 1.03	<u>補正なし</u>	<u>補正なし</u>
交替制	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.03	<u>補正なし</u>	<u>補正なし</u>

(5) 工事成績評定

発注者指定型の完全週休2日対象の建設工事について、受注者の責により「完全週休2日」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合、それ以外の建設工事について、受注者の責により「月単位」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じて工事成績評定を減点する。

3 施行期日

- (1) 上記2の(1)・(2)・(3)・(5)について
令和8年6月1日以降に積算を行う建設工事等から実施する。
- (2) 上記2の(4)について
令和8年8月1日以降に積算を行う建設工事等から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

【参考】

定義

	週休2日	完全週休2日
現場閉所	<p>【月単位】 現場閉所が可能な建設工事等において、対象期間内に全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。</p>	<p>【完全週休2日（週単位）】 現場閉所が可能な建設工事において、対象期間内に全ての週で現場閉所日を<u>土日</u>^(※1)に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態。</p> <p>※1 祝日、年末年始休暇、夏季休暇は含まない。 なお、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。</p>
交替制	<p>【月単位】 現場閉所が困難な建設工事等において、対象期間内に全ての月で技術者・技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u>^(※2)が8日/28日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態。</p> <p>※2 平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。） 対象となる技術者・技能労働者の休日日数の割合を平均した値をいう。 休日率(%) = 技術者・技能労働者の休日日数 ÷ 対象期間</p>	<p>【完全週休2日（週単位）】 現場閉所が困難な建設工事において、対象期間内に全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u>^(※2)が2日/7日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態。</p> <p>同左</p>

※ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含む）。

※ 現場閉所が困難な例

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な場合
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な場合

5 快適トイレ設置工事の取組の推進

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、働きやすい職場環境の確保等を図るため、快適トイレ設置工事の取組を推進する。

2 内容

更なる現場環境改善の観点から、快適トイレの賃料の上限額を見直すとともに、上限基数を撤廃し、現場ごとに必要な設置基数を協議の上、決定する。

なお、ハウス型等については、入口1箇所を1基として必要数を計上する。

	改正前	改正後
快適トイレ (上限額)	51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」*を計上できる	57,000円/基・月を上限に「積算上の差額」*を計上できる
設置基数 (上限基数)	男女別で1基ずつ計2基まで計上できる	・上限なし ・設置基数を現場ごとに必要性を協議の上、決定する
ハウス型等	男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限に計上可能とする	入口別に57,000円/基・月を上限に計上可能とする

※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用（見積書）から10,000円（従来品）を減じた額

3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局、農林水産局、商工労働局、上下水道部)

【参考】

快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)	ク 周囲からトイレの出入口が直接見えない工夫
ウ 臭い逆流防止機能	ケ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
エ 容易に開かない施錠機能	コ 鏡と手洗器
オ 照明設備	サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上)	(3) 推奨する仕様, 付属品
	シ 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
	ス 擬音装置(機能を含む)
	セ 着替え台
	ソ 臭気対策機能の多重化
	タ 室内温度の調整が可能な設備
	チ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)

「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

6 建設キャリアアップシステム活用工事の試行拡大

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」の取組を拡大する。

2 改正内容

請負対象設計金額1億2千万円以上の工事は「発注者指定型」、請負対象設計金額1億2千万円未満の工事は「受注者希望型」として実施する。

なお、工場製作のみの工事及び災害復旧工事は対象外とする。

	改正前（R8.5 公告まで）	改正後（R8.6 公告以降）
対象工事	発注者指定型：3億円以上 受注者希望型：設定なし	発注者指定型：1億2千万円以上 受注者希望型：1億2千万円未満

3 その他

対象工事の拡大に伴い、令和8年6月1日以降に公告する工事から、総合評価落札方式における「企業の施工能力」の評価項目から「建設キャリアアップシステムの活用」を削除する。

次年度以降、「発注者指定型」の対象を拡大するとともに、CCUSの活用状況を踏まえ、評価基準の見直しや、目標基準未達成の場合の措置（工事成績評定の減点等）を行うことを検討する。

4 施行期日

令和8年6月1日以降に公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部）

7 ICT活用工事の拡大

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の更なる効率化・省人化を図るため「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 発注者指定型の拡大

土工（1,000m³以上）について、施工規模（施工量、請負対象設計金額）に応じて、発注者指定型（簡易型を含む）の対象を拡大する。（「発注型式イメージ（土工）」を参考に発注型式を選定）

また、土工の3次元設計成果があるものは原則、「発注者指定型」で実施する。

	改正前	改正後
発注者指定型	次のア、イのいずれかを満たす工事 ア 土工量1,000m ³ 以上 かつ 請負対象設計金額1億円以上 イ 土工量3,000m ³ 以上	次のア、イのいずれかを満たす工事 ア 土工量1,000m ³ 以上 かつ 請負対象設計金額5千万円以上 イ 土工量2,000m ³ 以上
発注者指定 (簡易)型	次のア、イのいずれかを満たす工事 ア 土工量1,000m ³ 以上3,000m ³ 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円以上1億円未満 イ 土工量2,000m ³ 以上3,000m ³ 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円未満	土工量1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円未満の工事
受注者希望型	土工量1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円未満の工事	廃止

(2) 適用工種及び種別の拡大

法面工の対象工種に落石雪害防止工、地盤改良工の対象種別にバーチカルドレーン工及び締固め改良工を追加する。

法面工に追加する対象工種

レベル2 工種	レベル3 種別
<u>落石雪害防止工</u>	落石防止網工
	落石防護柵工
	防雪柵工
	雪崩予防柵工

地盤改良工に追加する対象種別

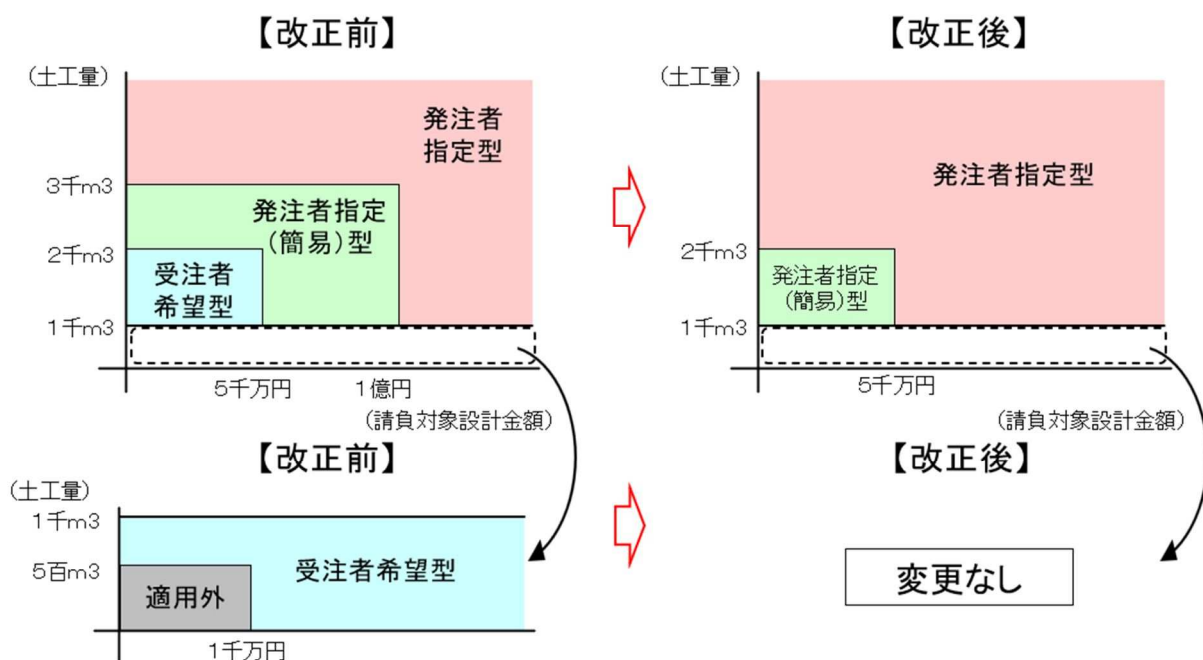
レベル3 種別	レベル4 細別
<u>バーチカルドレーン工</u>	ペーパードレーン
<u>締固め改良工</u>	サンドコンパクションパイル

3 施行期日

- (1) 上記2の(1)について
令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。
- (2) 上記2の(2)について
令和8年8月1日以降に積算を行う工事から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局)

発注型式イメージ（土工）



【参考】土工（1,000m³以上）の場合

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の <u>全ての段階</u> でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、 <u>部分的に</u> ICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

※工種ごとに、【必須】【任意】項目が異なる

発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

【参考】適用職種（合計16職種）

- ①土工、②土工（1,000m³未満）、③小規模土工、④舗装工、⑤舗装工（修繕工）、
⑥河川浚渫（バックホウ浚渫船）、⑦法面工、⑧作業土工（床掘）、
⑨付帯構造物設置工、⑩地盤改良工、⑪構造物工（橋梁上部）、
⑫構造物工（橋脚・橋台）、⑬擁壁工、⑭基礎工、⑮港湾浚渫工、⑯コンクリート堰堤工

農林水産局におけるICT活用工事の試行拡大

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 適用工種の拡大

適用工種に、「治山ダム工」を追加する

適用工種	
農林共通	土工、舗装工、法面工、付帯構造物設置工
土地改良事業	ほ場整備工、ため池改修工、地盤改良工、水路工、暗渠排水工
治山・林道事業	擁壁工、治山ダム工

注) 事業内容や規模等により対象外になる工事があります。

3 その他

試行要領に治山ダム工に関する項目を追加し、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和8年10月1日以降の積算基準を適用する工事から実施

(対象部局：農林水産局)

8 建設工事に係る総合評価落札方式の評価項目の見直し等

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目を見直し、価格と品質の両面から優れた調達環境づくりを進める。

2 適用基準の変更

「工事成績条件付一般競争入札」の工事における適用対象金額の拡大に伴い、請負対象設計金額6千万円以上の工事は、原則として総合評価落札方式により発注を行う。

なお、請負対象設計金額6千万円未満の工事についても、工事の内容に応じて、総合評価落札方式により発注する場合がある。

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
対象金額	請負対象設計金額 5千万円以上	請負対象設計金額 6千万円以上

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

3 評価方法の改正点

(1) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更

鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事については、企業の施工実績数が減少している状況を踏まえ、過去3年間から過去8年間に評価対象期間を変更する。

(対象型式：全ての型式)

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
評価対象期間	過去3年間	過去8年間 ※鋼橋上部工事、プレストレストコンクリート工事のみ

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

(2) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の削除

「建設キャリアアップシステム活用工事」の対象拡大に伴い、評価項目から削除する。

(対象型式：全ての型式)

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
総合評価落札方式	請負対象設計金額3億円未満の全ての型式で評価	削除
(参考)建設キャリアアップ活用工事	請負対象設計金額3億円以上の工事で適用	原則全ての工事で適用

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

(3) 配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更

鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事については、配置予定技術者の施工実績数が減少している状況を踏まえ、過去6年間から過去8年間に評価対象期間を変更する。

(対象型式：全ての型式)

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
評価対象期間	過去6年間	過去8年間 ※鋼橋上部工事、プレストレストコンクリート工事のみ

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

(4) 配置予定技術者の能力「評価対象となる従事役職」の拡大

監理技術者補佐及び準じる技術者（担当技術者）における評価実績の対象を拡大する。

◎：新規（R8.6 公告以降） ○：既存 ×：評価対象外

評価項目	主任（監理）技術者	現場代理人	監理技術者補佐	準じる技術者（担当技術者）	低入札技術者
工事成績の平均（最高）点	○	○	◎	×	×
同種・同規模の施工経験	○	○	○	○	×
同一業種の施工経験	○	○	○	○	×
同一業種の従事役職	○	○	◎	×	×
ICT 活用工事の施工経験	○	○	◎	◎	×

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部）

評価項目	主任（監理）技術者	現場代理人	監理技術者補佐	準じる技術者（担当技術者）	低入札技術者
同種同規模の施工経験	○	◎	◎	◎	×

（対象部局：営繕課）

(5) 地域の精通性「過去4年間の災害復旧工事等の受注実績」における設定条件の変更

災害発生状況が地域ごとに大きく異なってきており、災害受注実績の地域差による入札の公平性を保つため、土木一式工事において、発注する建設事務所（支所）の管外から入札参加を認める場合は、評価項目から削除する。

（対象型式：実績評価1型、実績評価2型）

改正前（R8.5 公告まで）	改正後（R8.6 公告以降）
設定条件なし	発注する建設事務所（支所）の管外から入札参加を認める場合、評価項目から削除

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局）

4 その他

(1) 技術資料における記載事項の明確化

ア 提出様式第3-1号（実施方針）

公告で求めている事項の記載漏れを防ぐため、次のとおり提出様式を変更する。

実施方針
<p>【施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等に関する留意事項】</p> <p>記載例（周辺環境）のため、○○に留意する必要がある。 （施工時期）のため、○○に留意する必要がある。 （施工条件）のため、○○に留意する必要がある。 （施工方法）のため、○○に留意する必要がある。 など、必要に応じて図表等を用い具体的に記述すること。</p> <p>（技術提案の「品質及び施工に関する課題」に関連する留意事項） ※課題数に応じて、項目の削除を行うこと</p> <p>(1) ○○○に関する課題 上記記載例を参考に施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等を踏まえた課題に対応する留意事項を具体的に記載すること。</p> <p>(2) △△△に関する課題 上記記載例を参考に施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等を踏まえた課題に対応する留意事項を具体的に記載すること。</p> <p>(3) □□□に関する課題 上記記載例を参考に施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等を踏まえた課題に対応する留意事項を具体的に記載すること。</p>

イ 提出様式第3-2号（施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案）

公告で求めている事項の記載漏れを防ぐため、次のとおり提出様式を変更する。なお、必要に応じて構造図や説明用図表、実績データ、パンフレット、論文等を資料に用いる場合は、A4用紙3枚以内にする。

提案は下表にて作成すること。

施工・品質に関する課題	(記載例) コンクリートの品質確保について																																																											
評価の視点	(記載例) 運搬・打設・締固めのいずれかに関する工夫 ※視点ごとに記述																																																											
提案内容	(提案項目) (記載例) ○○を実施する。 × (複数提案) : ○○を実施するとともに、△△を行う。 ※1視点1提案とし、複数提案と見なされる記述はしない。																																																											
	(提案理由) (記載例) 工事個所の(周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性)が、□□のため、○○を実施することにより、◎◎の品質が向上する。																																																											
	(具体的な対応) 【時期(いつ)】 (記載例) ○○の施工時、○○を実施した直後 など 【材料・機械等(何を)】 (記載例) 使用材料・工法名(NETIS番号)、使用機械名 など 【場所(どこに)】 (記載例) 提案内容を実施する箇所・部位 など 【使用量(どれだけ)】 (記載例) m ² 当○kg、○mピッチ、○回 など																																																											
標準案との相違点	(標準案) (留意点) 設計図書(共通仕様書、特記仕様書等を含む)で示す施工方法や品質管理基準等を記述																																																											
	(相違点) (記載例) 標準案に加え○○を実施する、○○を用いて管理する など																																																											
期待される効果	(留意点) 技術提案の内容により標準案に比べどのような効果が得られるか極力定量的に記述																																																											
提案内容の確実性	(留意点) 過去の実績やデータに基づき、提案内容の有効が確認できることや提案された方法で品質が確保されることが保証されていることなど、提案内容が確実に品質向上等につながることを把握できるように記述(客観的に、提出資料のみで確実性が判断できない場合は評価しない)																																																											
概算工事費(増加分)(千円)	増加工事費: ○○,○○○(千円) ※諸経費を含まない額を千円単位で記入すること ※工事費内訳書に記載の額と一致させること。 (概算増加工事費の根拠事例) 例1 標準案に対して、材料等を変更する提案の場合																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(標準) ○○○(材料)</td> <td>○○○</td> <td>100</td> <td>m³</td> <td>3,000</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>(提案) △△△(材料)</td> <td>△△△</td> <td>100</td> <td>m³</td> <td>7,000</td> <td>700,000</td> </tr> <tr> <td>概算増加工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>400,000</td> </tr> </tbody> </table> 例2 標準案に対して、工法等を変更する提案の場合(過去事例から算出する場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(過去事例)</td> <td colspan="5">令和○年度 主要地方道○○線 道路改良工事(○工区)</td> </tr> <tr> <td>○○工法</td> <td></td> <td colspan="4">15,300,000円÷1000m³=15,300円/m³</td> </tr> <tr> <td>(標準) ○○工法</td> <td></td> <td>500</td> <td>m³</td> <td>10,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> <tr> <td>(提案) ○○工法</td> <td></td> <td>500</td> <td>m³</td> <td>15,300</td> <td>7,650,000</td> </tr> <tr> <td>概算増加工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,650,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格	数量	単位	単価	金額	(標準) ○○○(材料)	○○○	100	m ³	3,000	300,000	(提案) △△△(材料)	△△△	100	m ³	7,000	700,000	概算増加工事費					400,000	項目	規格	数量	単位	単価	金額	(過去事例)	令和○年度 主要地方道○○線 道路改良工事(○工区)					○○工法		15,300,000円÷1000m ³ =15,300円/m ³				(標準) ○○工法		500	m ³	10,000	5,000,000	(提案) ○○工法		500	m ³	15,300	7,650,000	概算増加工事費				
項目	規格	数量	単位	単価	金額																																																							
(標準) ○○○(材料)	○○○	100	m ³	3,000	300,000																																																							
(提案) △△△(材料)	△△△	100	m ³	7,000	700,000																																																							
概算増加工事費					400,000																																																							
項目	規格	数量	単位	単価	金額																																																							
(過去事例)	令和○年度 主要地方道○○線 道路改良工事(○工区)																																																											
○○工法		15,300,000円÷1000m ³ =15,300円/m ³																																																										
(標準) ○○工法		500	m ³	10,000	5,000,000																																																							
(提案) ○○工法		500	m ³	15,300	7,650,000																																																							
概算増加工事費					2,650,000																																																							

(2) 技術資料における注意事項

技術資料の不備や添付資料の不足等による失格や実績の確認ができず減点となる案件が発生していることを踏まえ、「広島県の調達情報」に次のとおり技術資料の作成等に関する注意事項を掲載する。

ア 掲載資料

「技術資料の作成等に関する注意事項（Q&A）」

イ 掲載場所

「広島県の調達情報」－「入札・契約制度」－「入札・契約制度関係要綱」－「総合評価等」

5 施行期日

令和8年6月1日以降に公告する工事から実施する。

【参考】

令和9年6月1日以降に公告する工事における改正点（予定）										
<p>○ 企業の施工能力「登録基幹技能者の配置」における対象業種の追加 技能労働者の確保及び育成のさらなる推進のため、これまでの評価対象であった「登録基幹技能者」に加え、次の技能者についても、工事内容に応じて評価の対象とする。 (対象型式：全ての型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th> <th>登録基幹技能者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">とび・土工・コンクリート工事</td> <td>登録あと施工アンカー基幹技能者</td> </tr> <tr> <td>登録土質改良基幹技能者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法面処理工事</td> <td>登録道路等法面保護基幹技能者</td> </tr> <tr> <td>登録斜面防災基幹技能者</td> </tr> </tbody> </table>		業種区分	登録基幹技能者	とび・土工・コンクリート工事	登録あと施工アンカー基幹技能者	登録土質改良基幹技能者	法面処理工事	登録道路等法面保護基幹技能者	登録斜面防災基幹技能者	
業種区分	登録基幹技能者									
とび・土工・コンクリート工事	登録あと施工アンカー基幹技能者									
	登録土質改良基幹技能者									
法面処理工事	登録道路等法面保護基幹技能者									
	登録斜面防災基幹技能者									
<p>○ 配置予定技術者の能力「主任（監理）技術者の保有する専門資格」の追加 工事的物の品質確保や安全管理の観点から、必要な経験や専門知識を有する者を適切に評価するため、工事内容に応じて次の専門資格を評価の対象とする。 (対象型式：全ての型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th> <th>登録基幹技能者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>海上工事施工管理技術者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗装工事</td> <td>路面標示施工技能士</td> </tr> <tr> <td>鋼橋塗装技能士</td> </tr> <tr> <td>法面処理工事</td> <td>グラウンドアンカー施工士</td> </tr> </tbody> </table>		業種区分	登録基幹技能者	土木一式工事	海上工事施工管理技術者	塗装工事	路面標示施工技能士	鋼橋塗装技能士	法面処理工事	グラウンドアンカー施工士
業種区分	登録基幹技能者									
土木一式工事	海上工事施工管理技術者									
塗装工事	路面標示施工技能士									
	鋼橋塗装技能士									
法面処理工事	グラウンドアンカー施工士									
<p>○ 令和9・10年度建設工事入札参加者名簿作成による災害復旧工事の受注実績の更新 令和9・10年度建設工事入札参加者名簿の作成にあたり、災害復旧工事の受注実績の評価対象期間を変更し受注実績を更新する。 (対象型式：実績評価1型、実績評価2型)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象名簿</th> <th>評価対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7・8年度名簿</td> <td>令和2年11月1日から令和6年10月31日</td> </tr> <tr> <td>令和9・10年度名簿</td> <td>令和4年11月1日から令和8年10月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象工事は、評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし、応急復旧工事は対象外</p>		対象名簿	評価対象期間	令和7・8年度名簿	令和2年11月1日から令和6年10月31日	令和9・10年度名簿	令和4年11月1日から令和8年10月31日			
対象名簿	評価対象期間									
令和7・8年度名簿	令和2年11月1日から令和6年10月31日									
令和9・10年度名簿	令和4年11月1日から令和8年10月31日									
令和9年9月1日以降に公告する工事における改正点（予定）										
<p>○ 配置予定技術者の能力「主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者等の表彰に該当」における評価基準の改正 若手技術者のさらなる登用を促進するため、「若手優秀技術者表彰」の評価項目の設定を全ての業種に拡大する。 (対象型式：全ての型式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前（R9.8公告まで）</th> <th>改正後（R9.9公告以降）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事のみ対象</td> <td>全ての業種を対象</td> </tr> </tbody> </table>		改正前（R9.8公告まで）	改正後（R9.9公告以降）	土木一式工事のみ対象	全ての業種を対象					
改正前（R9.8公告まで）	改正後（R9.9公告以降）									
土木一式工事のみ対象	全ての業種を対象									

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（R8.6～）

1/2

	実績評価 2型	実績評価 1型	技術評価 2型	技術評価 1型 (3億円未満)	技術評価 1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
①実施方針					3.0
②品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④工期設定の適切性			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	6.0～10.0	11.0～14.0	11.0～14.0	11.0～14.0	11.0～14.0
①過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
②過去3又は8 ^{※1} 年間の工事成績3件の平均点（過去3又は8 ^{※1} 年間の工事成績の最高点 ^{※2} ） ※1鋼橋上部工事、PC工事のみ ※2「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④登録基礎技能者の配置	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤自社施工	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥建設キャリアアップシステムの活用【削除】	1.0 削除	◎1.0 削除	◎1.0 削除	1.0 削除	
⑦「過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」登録技術者の活用実績の有無	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ICT活用工事の実績の有無	◎2.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～14.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
①主任（監理）技術者の保有する専門資格	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
②若手・女性技術者の高配置	2.0	2.0			
③過去6又は8 ^{※1} 年間の工事成績3件の平均点（過去6又は8 ^{※1} 年間の工事成績の最高点 ^{※2} ） ※1鋼橋上部工事、PC工事のみ ※2「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④過去15年間の主任（監理）技術者等の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者等の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤過去15年間の主任（監理）技術者等の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦主任（監理）技術者等が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ICT活用工事の施工経験の有無	◎3.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
①地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は◎選択	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
②過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績（発注事務所管内での実績に限定）	2.0～8.0	1.0～3.0			
①過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (キョド、ゾリド制度認定)	2.0	1.0			
②過去5年間の地域維持業務の受注実績 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0 土木一式のみ				
③過去4年間の災害復旧工事等の受注実績	◎4.0 土木一式のみ	◎2.0 土木一式のみ			
(6) 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
①調査基準価格以上で応札 ※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
①過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合計	21.0～41.0	22.0～36.0	27.0～42.0	32.0～46.0	38.0～61.0
配点（換算値）	60点換算	60点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)②、③において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0
① 過去3年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者等の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者等の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育(CPD)の取り組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0~12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績(発注事務所管内での実績に限定)	2.0~8.0
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マインド、ラバラー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マインド、ラバラー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去1年間に於ける指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上で応札	5.0
合計	26.0~41.0
配点(換算値)	50点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R8.6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
1 技術提案について		9.0	18.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)			9.0
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)		9.0	9.0
2 企業の施行能力について	8.0	8.0	8.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去5年間の工事成績の3件の平均点（県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
(4)登録基幹技能者の配置〈選択〉	1.0	1.0	1.0
(5)建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
3 配置予定技術者について	7.0～8.0	3.0～4.0	3.0～4.0
(1)若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置	2.0		
(1)過去15年間の主任(監理)技術者等としての施工経験	3.0	1.0	1.0
(2)過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
4 地域の精通性・貢献度について	3.0～4.0	2.0～3.0	2.0～3.0
(1)地域内における本店の有無	2.0	1.0	1.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
5 施工体制評価	0～5.0	0～5.0	0～5.0
(1)調査基準価格以上の場合加点。※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
6 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0
(1)過去1年間における指名除外の有無	-1.0	-1.0	-1.0
合計	18.0～25.0	22.0～29.0	31.0～38.0
配点（換算値）	40点換算	50点換算	60点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

9 工事成績条件付一般競争入札及び災害実績条件付一般競争入札の対象の拡大

1 趣旨

「工事成績条件付一般競争入札」及び「災害実績条件付一般競争入札」を一部改正し、優良な建設事業者及び地域の守り手である建設事業者の受注機会の確保を図る。

2 工事成績条件付一般競争入札の対象の拡大

優良な建設事業者の受注機会の確保を図るため、当該入札方式の適用範囲を請負対象設計金額1千万円以上6千万円未満に拡大する。

	改正前	改正後
請負対象設計金額	1千万円以上5千万円未満	1千万円以上 <u>6千万円未満</u>
対象業種	土木一式工事	変更なし
入札参加に必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する県建設工事入札参加資格者名簿における平均工事成績73点以上 ・工事を発注する発注機関の管内に建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を有する 	変更なし

3 災害実績条件付一般競争入札の対象の拡大

地域の守り手である建設事業者の受注機会の確保を図るため、当該入札方式の適用範囲を請負対象設計金額1千万円以上6千万円未満に拡大する。

	改正前	改正後
請負対象設計金額	1千万円以上5千万円未満	1千万円以上 <u>6千万円未満</u>
対象業種	土木一式工事	変更なし
入札参加に必要な資格	受注実績 ※1	格付B：3件以上 格付C：2件以上 格付D：1件以上
	請負代金額※1	格付B、C、D：合計額が1億円以上
	下請金額 ※2	格付C、D：合計額が請負対象設計金額の1/2以上

※1：過去4年間に元請として工事を完成させ、引渡した実績

※2：過去2年間に、下請として工事を完成させ、元請業者に引き渡した実績

4 施行期日

令和8年6月1日以降に公告する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局、農林水産局、商工労働局)

10 遠隔臨場実施工事の拡大

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」等（以下「段階確認等」という。）に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 対象工事

請負対象設計金額5千万円以上の工事に加え、現場までの移動に時間を要する工事は、原則、「発注者指定型」で実施する。また、それ以外の工事は、「受注者希望型」で実施する。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

発注型式	改正前	改正後
発注者指定型	請負対象設計金額5千万円以上	請負対象設計金額5千万円以上 又は 現場までの移動に時間を要する工事
受注者希望型	請負対象設計金額5千万円未満	上記以外の工事

※現場までの移動に時間を要する工事とは、離島のようなフェリーの待機時間がある工事や現場までの往復に1時間以上を要する工事などをいう。

(2) 実施方法

「広島県土木工事共通仕様書」に定める段階確認等を対象とし、そのうち、遠隔臨場を実施する項目は、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）令和5年5月 広島県」を参考に、現場条件を踏まえ、受発注者協議の上で決定する。

(3) 費用

発注型式によらず、遠隔臨場の実施にかかる費用は「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領」に記載の「費用」の考え方にに基づき、技術管理費に積上げ計上する。

3 その他

発注型式によらず、遠隔臨場を未実施の場合、工事成績評定の減点は行わない。

4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

11 遠隔臨場による実地検査の試行

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、工事検査における実地検査の「出来形」、「品質」及び「出来ばえ」の各実地検査項目に遠隔臨場を活用し、受発注者双方の移動時間削減や工事検査の効率化を図る。

遠隔臨場による実地検査（以下、「遠隔実地検査」という。）とは
受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、発注者が遠隔地から Web 会議システム等を介して、実地検査における「出来形」、「品質」及び「出来ばえ」の検査を行うこという。
なお、遠隔臨場実施工事とは、発注者が遠隔で「立会」や「段階確認」等を行うことをいう。

2 内容

(1) 対象工事

遠隔臨場実施工事において、遠隔実地検査により効果が見込める工事を対象とし、原則、「受注者希望型」で実施する。

なお、検査当日までの事前準備において、監督職員と参事（検査職員）が、遠隔地からでは十分な検査ができないと判断した場合は、遠隔実地検査を中止し、従来方法で検査する。

検査項目		検査内容	従来方法	試行方法
書類検査	工事实施状況		対面又は Web 会議システム等	同左
	出来形			
	品質			
	出来ばえ			
実地検査	出来形		現場実地検査	遠隔実地検査
	品質			
	出来ばえ			

(2) 費用

遠隔実地検査の実施にかかる費用については、遠隔臨場実施工事の実施にかかる費用に含まれるが、遠隔実地検査を行うために追加で要する費用が生じた場合は受発注者間で協議の上、積上げ計上する。

3 その他

遠隔実地検査を未実施の場合、工事成績評定の減点は行わない。

4 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、農林水産局、商工労働局）

12 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する試行

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、現場打ちコンクリート構造物における鉄筋組立て完了時の段階確認に際し、「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」を試行し、出来形管理の高度化や受発注者間の業務効率化を図る。

2 内容

(1) 対象工事

現場打ちコンクリート構造物の鉄筋組立てを施工する工事のうち、「広島県土木工事共通仕様書」において、鉄筋組立て完了時に「段階確認」が求められている工事を対象に、「受注者希望型」で実施する。

(2) 取組

現場打ちコンクリート構造物の鉄筋組立て完了時の段階確認に際し、所定の性能を有するデジタルカメラ等で撮影した画像から、鉄筋間隔・鉄筋径等を計測し、設計図書と対比できる場合、従来必要だった準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）や計測作業は不要とする。

所定の性能を有するデジタルカメラ等とは
従来のスケール等を用いた実測方法と同等以上の精度で計測できる技術のことをいい、次の機器等で構成させることが一般的である。
(1) 機器単体
ア 単眼又は複眼カメラ
イ パソコン、タブレットPC、クラウドサーバー など
(2) ソフトウェア
ア 撮影された複数の写真等から鉄筋位置等を認識して計測する画像計測ソフト
イ 設計値の取り込みから検査帳票の作成までを行う出来形帳票作成ソフト

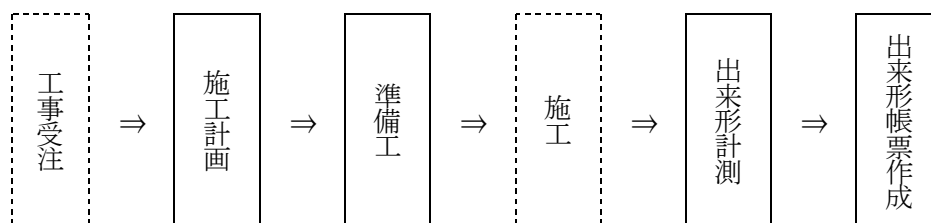


図 試行の対象とする業務範囲（実線部）

(3) 費用

本試行にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

(4) 工事成績評定

本試行を実施した場合は、工事成績評定表の「創意工夫」で評価する。

3 その他

工種や部位、配筋量や撮影環境等により、デジタルカメラ等で直接撮影することが困難な場合や計測精度が低下する場合は、事前に監督職員と協議した上で、従来方法により実測することができる。なお、その場合の工事成績評定の減点は行わない。

4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する建設工事から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、農林水産局、商工労働局)

13 建設工事における猛暑対策の取組の拡大

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、現場従事員の働きやすい職場環境の確保を図るため、建設工事における猛暑対策等の取組を拡大する。

2 内容

猛暑による厳しい環境下での現場作業を回避するため、受注者が作業期間や時間を柔軟に選択できるよう、取組を拡充する。また、労働安全衛生規則の改正に伴う、熱中症対策の拡充を図る。

(1) 猛暑日、降雨又は降雪（以下、「猛暑日等」という。）を考慮した工期延長について

ア 対象工事

原則、全ての屋外工事を対象とする。

イ 内容

受注者は、当初発注時に見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合、発注者と協議により工期延長できる。

ウ 費用

工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」（土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編総則 第9章）により積上げ計上する。

当初発注時に見込んでいる天候等による作業不能日

当初発注時に見込んでいる天候等による作業不能日は、次の事項を特記仕様書に記載する。

- ・ 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日
- ・ 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数

※過去5か年の気象庁（広島観測所）及び環境省（広島地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

(2) 猛暑時間の施工回避について

ア 対象工事

原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、現場の状況により作業時間が決められている工事は除く。

イ 内容

受注者は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避するため、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる。この場合、作業時間の短縮を補うため、工期を延長することができるものとする。なお、対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

ウ 費用

工期延長に伴う現場維持等の費用計上は行わないものとする。

工期延長日数の算出（作業時間を短縮した場合）

作業時間を短縮した場合、次のとおり工期延長の日数を算出する。

工期の延長日数^{※1}（日）＝短縮時間（時間）×対象期間^{※2}（日）÷8（時間）

なお、猛暑日による作業不能日とは、別に考慮できるものとする。

※1 小数第1位を切り上げるものとする。

※2 現場閉所日を含む。

(3) 熱中症による健康障害発生時の対応計画

ア 対象工事

猛暑による厳しい環境下での現場作業^{*}が見込まれる工事を対象とする。

※WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で、連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超える作業

イ 内容

受注者は、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを作成し、施工計画書に記載し、工事関係者へ周知する。

3 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、農林水産局、商工労働局)

14 県内建設事業者の事業承継等の促進支援措置の延長等

1 趣旨

建設産業をとりまく環境変化等を踏まえ、県内の建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、入札参加における特例制度の延長を行うとともに、適用条件の緩和等を行う。

2 申請期限

改正前	改正後
令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで

3 内容

項目	改正前	改正後
対象	事業譲渡、合併会社、分割承継、協業組合 ※合併等日から6か月以内 ※指名除外措置、監督処分等がされた場合は取消	事業譲渡、合併会社、分割承継、協業組合
特例措置	≪総合数値の調整≫ ・格付時の総合数値を15%加算 (申請日時点の名簿有効期限まで) ・格付時の総合数値を10%加算 (上記名簿の次回名簿の有効期限まで)	≪総合数値の調整≫ ・格付時の総合数値を15%加算 (合併等日時点の名簿有効期限まで) ・格付時の総合数値を10%加算 (上記名簿の次回名簿の有効期限まで)
	≪受注機会の確保≫ ① 直近下位ランクにおける入札参加 ・合併会社等の主たる営業所 ② みなし主たる営業所扱い ・平成13年4月1日以降に県発注工事の受注実績のある合併会社の営業所 ○ 適用条件 ・適用を受けようとする業種のいずれかについて申請日までの2年以内に500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること ・申請日までの2年以内に指名除外措置等を受けていないこと ※すべての合併当事会社等が条件を満たすこと ○ 適用期間 ・申請日から3年間 ※上記期間経過後も当分の間は措置継続	≪受注機会の確保≫ ① 直近下位ランクにおける入札参加 ・合併会社等の主たる営業所 ② みなし主たる営業所扱い ・合併等日までの15年以内に県発注工事の受注実績のある消滅会社等の主たる営業所 ○ 適用条件 ・適用を受けようとする業種のいずれかについて合併等日までの4年以内に500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること ※すべての合併当事会社等が条件を満たすこと ○ 適用期間 ・合併等日から5年間
申請期限	令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで

4 施行期日

令和8年4月1日から実施する。

従前の取扱いによる特例措置を適用中の者（申請中の者を含む）については、引き続き従前の取扱いによる措置を適用する（受注機会の確保措置の適用期間満了後も措置を継続している者については、適用期間を令和9年5月31日までとする。）。

(対象部局：全部局)

県内建設事業者が事業承継等した場合の特例措置

県内建設事業者が事業承継等を行った場合には、次の特例措置を受けることができます。

1 入札参加資格認定における総合数値の加算

- (1) 合併時点の入札参加資格者名簿の期間 …… 15%加算
 - (2) (1)の期間経過後の入札参加資格者名簿の期間 …… 10%加算
- 総合数値の加算により上位ランクに昇格する可能性があります。

2 受注機会の確保措置

- (1) 主たる営業所の所在地における直近下位ランクへの入札参加
- 上位ランクに昇格した場合でも、従前のランクへの入札参加が可能です。

<適用条件1>

- 全ての当事者が、いずれかの業種について、500万円以上の県発注工事の元請施工実績（合併等日までの4年以内に限る）を有すること

- (2) 支店（営業所）を主たる営業所とみなしての入札参加
- 事業承継等により受注機会が拡大します。

<適用条件2>

- 消滅会社等の主たる営業所であること
- <適用条件1>に加え、対象となる営業所に県発注工事の受注実績（合併等日までの15年以内に限る）があること

(例) A社がB社を事業承継し、B社の主たる営業所がA社のB支店になった場合。

	入札参加資格	〇〇建設事務所管内	△△建設事務所管内	□□建設事務所管内
A社	土:B 建:C ほ:B	【主たる営業所】 土: 実績あり 建: 実績なし ほ: 実績なし	_____	【X支店】 土: 実績なし 建: 実績なし ほ: 実績あり
B社	土:B 建:B	_____	【主たる営業所】 土: 実績なし 建: 実績あり	_____



	入札参加資格	〇〇建設事務所管内	△△建設事務所管内	□□建設事務所管内
A社	土:A 建:B ほ:A ランクUP	【主たる営業所】 土: A, B 建: B, C ほ: A, B 直近下位ランクとして入札参加可能	【B支店】 ※(旧)B社の主たる営業所 土: A 建: B ほ: A 入札において主たる営業所とみなす	【X支店】 土: A 建: B ほ: A 入札において従たる営業所とみなす

※各支店（営業所）は当該業種について建設業許可を有している必要があります。

15 管理技術者の兼務条件の見直し

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務条件の見直しを行う。

2 内容

契約金額4,500万円以上の業務における専任区分を廃止し、契約金額500万円以上の業務における兼務条件を見直す。

	改正前	改正後
4,500万円以上	原則として専任 ただし技術士又は一級建築士は当該業務の外に10件以上又は契約金額（業務分野を特定して配置している業務については当該業務分野別金額）の総額が5億円を超える業務の管理技術者の兼務不可	管理技術者又は担当技術者として従事する業務の契約金額の総額が5億円、または、件数が10件を超えないこと 【主な変更点】 ・専任区分の廃止 ・兼務条件の緩和（技術士等要件の廃止） ・兼務制限の対象拡大 （担当技術者として従事する業務）
500万円～ 4,500万円未満	当該業務の外に5件以上の業務（500万円以上4,500万円未満の業務）の管理技術者の兼務は不可	
500万円未満	兼務制限の対象外	同左

※「従事する業務」は、特定後未契約のもの及び落札決定後未契約のものを含み、発注者との契約金額が500万円以上の業務をいう。

（留意事項）

- 業務の一部のみに従事する技術者であっても、全履行期間及び契約総額で評価する。
- 変更契約により、履行期間または契約金額が変更された場合、変更後の履行期間及び契約金額により評価する。
- 履行期間中に変更契約により兼務制限を超えた場合、遅滞なく報告すること。その上で、当該管理技術者が業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、同等以上の技術者への交代を求める場合がある。

3 「従事する業務の契約金額」の算定方法

契約期間	受注形態	算定方法
単年契約	単体企業	契約金額
	設計共同体	契約金額×出資比率
複数年契約	単体企業	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数
	設計共同体	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数×出資比率

※ 月数は日数が1日以上であれば1月として扱う。

※ 複数年契約は、単年度契約後履行期間を次年度に延長したものも含む。

※ 部分引渡し後の契約金額は、部分引渡しに係る業務委託料を除く額とする。

（部分引渡しに係る業務委託料＝指定部分（引渡部分）に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料））

4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名等する業務から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の業務または指名等を行った業務についても、この取扱いの対象とする（入札手続き中の業務は、契約後から対象とする。また、契約済の業務で新基準を超えた配置を行っている場合の技術者の変更等は要さない。）

（対象部局：全部局）

16 年間平均実績高要件の廃止について

1 趣旨

地域の測量・建設コンサルタント等業務の担い手の確保・育成を図るため、年間平均実績高要件を廃止する。

2 内容

年間平均実績高要件を廃止する。

(指名競争入札、随意契約、プロポーザル方式など全てにおいて廃止)

3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名等する業務から実施する。

(対象部局：全部局)

17 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の評価項目等の見直し

1 趣旨

働き方改革や担い手確保・育成の実現、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図るため、履行確認に伴う業務成績評定点の減点及び評価項目の取扱いを一部改正する。

2 業務成績評定の減点の取扱い

管理及び担当技術者の変更については、変更後の技術者の評価点が入札時の評価点を下回った場合、業務成績評定点を減点していたが、やむを得ない理由（死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等）による変更の場合、減点の対象から除外する。

業務成績評定の減点	改正前	改正後
やむを得ない理由による技術者の変更	変更後の評価点が入札時の評価点を下回った評価項目毎に5点減点	業務成績評定の減点は行わない

3 評価項目の改正点

＜配置予定管理技術者の能力「主たる業務分野の優秀技術者の表彰」の追加＞

優秀な技術者を適切に評価するため、全ての型式について、配置予定技術者が過去2年間の優良建設工事等表彰における「優秀技術者の被表彰者」である場合、加点点評価する。

評価項目	評価基準	
管理技術者が主たる業務分野の優秀技術者	特別表彰の該当あり	1.0点
	優秀技術者表彰の該当あり	0.5点
	該当なし	0.0点

4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

令和9年9月1日以降に指名する業務における改正点（予定）
<p>配置予定管理技術者の能力「主たる業務分野の優秀技術者の表彰」の評価基準の変更</p> <p>若手技術者の登用を促進するため、若手優秀技術者表彰制度の改正を踏まえ、配置予定技術者が過去2年間の若手優秀技術者表彰における「優秀技術者の被表彰者」である場合、加点点評価する。</p>

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R8.6～)

評価項目	型式					
	技術評価型		実績評価1型		実績評価2型	
(1) 企業の能力	(11)		(7)～(10)		(9)	
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2) ^{※3}			
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性(本店所在地)			◎(1) ^{※3}		(2)	
品質確保体制(実施体制)	(2)		(2)		(2)	
過去2年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	(1)		(1)		(1)	
過去2年間のCIMモデル業務の実績	(2)		(2)		(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	<u>(22)</u>		<u>(25)</u>		<u>(19)</u>	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去10年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去5年間の同種業務分野(部門)の業務成績評定点	(6)		(6)		(5)	
<u>過去2年間に当該主たる業務分野で優秀技術者の表彰に該当</u>	<u>(1)</u>		<u>(1)</u>		<u>(1)</u>	
過去4年間のCIMモデル業務の実績	(1)		(1)		(1)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2) ^{※1}	(4)	(4) ^{※2}	(4)	(4) ^{※2}
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(-1)		(-1)		(-1)	
過去1年間の指名除外措置の有無	(-1)		(-1)		(-1)	
技術評価点	<u>(57)</u>		<u>(40)～(43)</u>		<u>(37)</u>	
価格評価点	(35)		(35)		(35)	
評価値(技術評価点+価格評価点)	<u>92</u>		<u>75～78</u>		<u>72</u>	

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

18 BIM活用業務の拡大

1 趣旨

「建設産業の生産向上」の実現に向け、BIM活用の対象業務を拡大する。

2 内容

令和5年度からのBIM推進モデル業務の試行を踏まえ、「広島県営繕事業におけるBIM活用実施要領」を策定し、対象業務範囲を拡大の上、営繕業務のより一層の効率化を図る。

(1) 改正概要

	従前	拡大後
対象業務	延床面積が概ね2,000㎡以上の新築工事の設計業務	全ての新築工事の設計業務
発注方式	発注者指定型	①発注者指定型(概ね2,000㎡以上) ②受注者希望型(概ね2,000㎡未満)
業務内容	BIMデータを作成し、パースの作成や設計業務の効率化を図る。また、BIMデータにより意匠図と構造図等の整合性を確保する。	

(2) BIM活用の項目について

① 指定項目(延べ面積2,000㎡以上の新営設計業務に設定)

段階	BIM活用の項目	目的
設計	建築物の外観及び内観(一部)の提示	合意形成の円滑化
	実施設計図書(一般図等) ^{※1} の作成	図面間の整合性の確保

※1 総合、構造の各分野の図面を対象

② 推奨項目^{※2}

段階	BIM活用の項目	目的
設計	設計条件等と設計図書の整合性の確認	情報の共有、確認の効率化
	基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化
	概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上
	基本設計図書(一部)の作成	図面間の整合性の確保
	実施設計図書(詳細図等)の作成	図面間の整合性の確保

※2 2,000㎡未満の新営設計業務の場合、上記の指定項目は推奨項目として設定する。

3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告する業務から実施する。

(対象部局：土木建築局(営繕課))

19 低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直し

1 趣旨

第三次・担い手3法を踏まえ、労務費等の必要な経費が確保され、より適切な競争が働くよう、低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しを行う。

2 内容

調査基準価格の算出方法を次のとおり見直す。(詳細は別紙のとおり)

改正前	改正後
入札価格の平均額から算出	全国標準モデル(※)を適用

※ 公共工事等の入札におけるダンピング防止のため、国の関係省庁等を構成員として国土交通省が設置した中央公共工事契約制度運用連絡協議会において策定された算定式(建設工事)及び国土交通省で採用している算定方式(業務)

3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する案件から実施する。

(対象部局：全部局)

	改正前(～令和8年5月)	改正後(令和8年6月～)
建設工事	応札者数に応じて以下により算出した額 (設計金額の 85%～92%) 【応札者が 5 者以上】 入札価格の平均額-標準偏差(0.5σ) 【応札者が 5 者未満】 入札価格の平均額×0.95	以下の合計額(設計金額の 75%～92%) ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費等×0.68
測量・建設 コンサルタント 等業務	応札者数に応じて以下により算出した額 (設計金額の 85%～90%) 【応札者が 5 者以上】 入札価格の平均額-標準偏差(0.5σ) 【応札者が 5 者未満】 入札価格の平均額×0.95	分野ごとに以下の合計額 【測量】 (設計金額の 60%～82%) ①直接測量費×1.00 ②測量調査費×1.00 ③諸経費×0.50 【建築】 (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②特別経費×1.00 ③技術料等経費×0.60 ④諸経費×0.60 【土木】 (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②直接経費×1.00 ③その他原価×0.90 ④一般管理費等×0.50 【地質】 (設計金額の 2/3～85%) ①直接調査費×1.00 ②間接調査費×0.90 ③解析等調査業務費×0.80 ④諸経費×0.50 【補償】 (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②直接経費×1.00 ③その他原価×0.90 ④一般管理費等×0.50

※ 広島県標準積算基準書等適用案件に限る。

※ 地域維持業務は建設工事に準じるものとする。

※ 表中()内は調査基準価格の設定範囲を示す。

※ 測量・建設コンサルタント等業務の「その他分野」については予定価格の算出に適用した積算基準に基づく算定式とする

20 若手優秀技術者表彰制度の表彰対象の拡大等

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設業」や「建設業の担い手確保・育成」の取組を促進するため、若手優秀技術者表彰制度について、次のとおり見直しを行う。

2 内容

令和9年度表彰（令和8年度に引き渡しを受けた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）から、県内業者の若手技術者を幅広く評価するため、表彰対象を拡大するとともに選考基準の見直しを行う。

(1) 建設工事における表彰対象及び選考基準

建設工事における表彰対象を発注部局及び業種を問わず、広島県が発注する全ての工事に拡大する。また、各業種における選考基準の工事成績評定点を設定する。

	改正前	改正後
表彰対象	広島県土木建築局が発注した最終契約金額が500万円以上の <u>土木一式工事</u> （共同企業体の構成員として施工した工事を含む）	広島県(※)が発注した最終契約金額が500万円以上の <u>全ての工事</u> （共同企業体の構成員として施工した工事を含む） ※公益的法人等（財団、公社等）は除く

	改正前		改正後	
選考基準	土木一式工事	80点	土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	82点
			大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、建築一式工事	83点
			プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	84点

(2) 測量・建設コンサルタント等業務の表彰対象及び選考基準

広島県が発注する全ての測量・建設コンサルタント業務を表彰対象とする。また、各区分における選考基準の業務成績評定点を設定する。

	改正前	改正後
表彰対象	対象外	広島県（※）が発注した最終契約金額が 500 万円以上の全ての業務 ※公益的法人等（財団、公社等）は除く

	改正前	改正後
選考基準	設定なし	測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、その他業務
		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全期間にわたって配置されていた管理技術者であり、従事開始日時点での年齢が 40 歳以下の者であること ・表彰対象業務において、「建設業者等指名除外要綱」第 2 (1) に該当するとして、受注者が指名除外措置された業務の管理技術者でないこと ・表彰年度において、優良建設工事等表彰事務取扱要領に定める被表彰者として選定されていないこと ・被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと

3 優良建設工事等表彰制度

令和 9 年度表彰における改正はしない。

4 施行期日

令和 8 年度に引き渡しを受けた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を対象とする令和 9 年度表彰から適用する。

(対象部局：全部局)

21 地域建設業経営強化融資制度の延長

1 趣旨

建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の国における制度延長に合わせ5年間延長する。

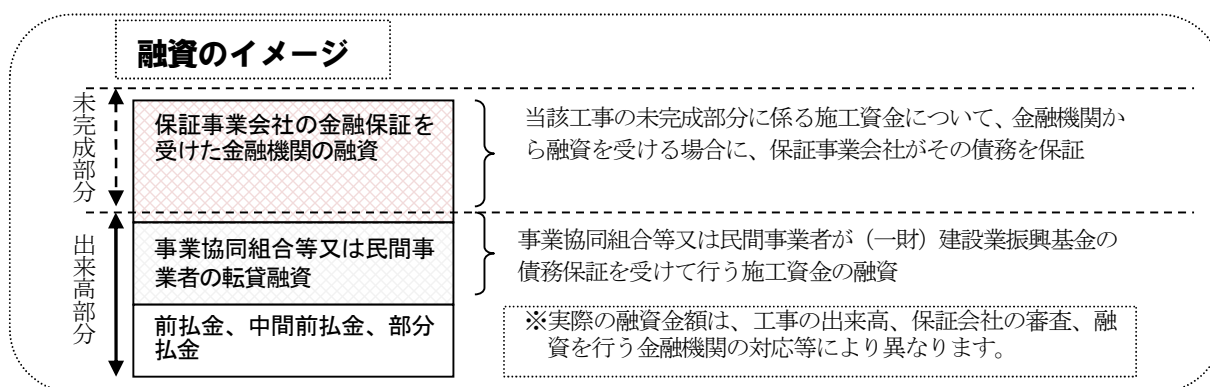
2 事業期間

変更前	変更後
令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで

3 制度概要

広島県と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、県が債権譲渡を承諾することにより、工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けられる制度である。

※中小・中堅建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の業者）



4 債権譲渡の対象となる工事

広島県が発注した工事。ただし、以下の工事は対象外

- (1) 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年に亘る工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は翌年度へ繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの
- (3) 役務的な保証を必要とする工事
- (4) その他建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事情がある工事

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降

(対象部局：全部局)

22 令和9・10年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の見直し

1 趣旨

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をする環境を整備するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の一部見直しを行う。

2 令和9・10年度の評価項目（主観数値）

評価項目		配点	
		改正前	改正後
工事の施工実績	県発注工事の工事成績数値		
	優良建設業者表彰	10点～40点	10点～40点
	担い手の育成		
	CCUSの活用状況	5点～10点 ○事業者登録：5点 ○登録技能労働者割合 10～49%：1点 50～74%：3点 75%以上：5点	5点～10点 ○事業者登録：5点 ○登録技能労働者割合 75%以上：5点
品質等の確保	ISO14005の取得	5点	5点
	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点	5点
	県の重要施策（※県内業者限定）		
	消防団協力事業所の認定※	5点	5点
	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	5点
	障害者の雇用※	5点	5点
	大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点	5点
	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	5点
	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	5点
指名除外等の状況（△減点評価）		△10点 （×除外月数）	△10点 （×除外月数）

※ 県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）